





114  
A 44  
4



大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄

シゲルリストノ金額ハ誰人カ之ヲ定メテ然ルベキヤノ問題ニ就テ千八百三十四年六月十二日維也納ニ於テ開キタル大臣會議ノ議定書(第二十二條)ニ依テ「シゲルリストハ君主ノ准允無クシテハ之ヲ節減スヘカラス而シテ之ヲ増加スルニハ代議士ノ承諾無カルベカズト」ノ原則ヲ確定セリ○此條款ハ「バヴァリア」<sup>クラシド、ドッチ、オフヘセン、并「バアテン」等ノ如キ日耳曼聯邦ノ諸憲法中ニ特</sup>更ラニ加入シタルモノハ實ニ立憲政体國ニ適當セルモノト認フベシ何トナレバ新ニ法律ヲ制定スルニハ必ス代議士并君主ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ不可ナルヲ以テナリ○一旦取極メタル「シゲルリスト」ヲ永久ニ存スルノ規則ハ日耳曼聯邦(普魯士並ニ於ケルガ如キ)ニ於テハ之ヲ默許セリトス畢竟其「シゲルリスト」ノ事ヲ憲法中ニ加ヘタルヲ以テノ故ニ憲法ヲ改正スル毎ト必ス之ヲ民撰議院(開陳セサルヲ得ス而メ特トニ新律ヲ制定スルノ方法ニ於ケルノミナラス憲法ノ改正ニ於テハ其方法又大ニ一層ノ困難アルヲ以テナリ○何ノ故ニ或ル憲法(葡萄牙ノ憲法第二十七條)同第七十五條)ハ此點<sup>前ニ述ベタル新律ヲ制定スルニハス君主并</sup>民撰議院ノ承諾ヲ要スルヲ

於テ憲



法ノ原則ヲ誤リ「シヴル」リストノ取極方ヲ全ク其民標議院へ委任シタルマ殆  
ント解スベカラザルナリ○爰ニ又前ノ問題ト密着シタル問題アリ即チ「シヴル」  
リストハ之ヲ永久ノモノト取極メテ然レベキヤ若シクハ時期ヲ限リテ然レベキヤトノ  
「是レナリ」○前ノ問件即チ永久ノモノハ畢竟君主ノ意迎テ君主ヲシテ成大  
ノ價位下落シ并宮内ノ需用増加スルノ時ニ際シテハ却テ宮内ノ利益ヲ妨害スル  
「アリ」○凡ソ永世ニ保存スルガ為メニ制定シタル條款ノ改正ニ就テ議院ノ承諾  
ヲ得ルハ事ノ容易ナルモノニ非ザレトシテ「苟モ國領ノ減損アルニ際シテ強  
テ「シヴル」リストノ節減ヲ要スルハ常ニ免レザル所ナリ」○英吉利。佛蘭西。伯耳  
義。阿蘭并日耳曼聯邦(即チ索遜)「ワァーテムバァーグ」等ニ於テ「シヴル」  
ストハ國王一代ノ間ト取極メタルノ制ハ經驗ヲ経テ彌々其善ミスベキヲ見ルニ  
足レリ○希臘ニ於テハ(憲法第百五十七條)十年毎トニ「シヴル」リストノ取極  
ヲ新ニシテ邦威ニ於テハ恐ラクハ年々之ヲ改定スルヲセリ然レトシテ此事マ特ト

ニ良法ナラザルノミナラス又智者ノ取タル所ニ非ス是レ畢竟國君身上ノ事ハ公  
會ニ於テ成文ヲ論議セシメザルヲ以テ其目的トスレバナリ  
日耳曼ニ於テハ「シヴル」リストハ王ノ領地ヨリ收入ヲ以テ之レガ取極(即チ王ノ領地ヲ  
ニ之レト同一)金ヲ為スヲ常トセリ(是又上ニ書載シタル維也納ノ議定書ニ於テ要  
高ヲ受領スル)然レトシテ此事ヤ餘リ緊要ニ非ザルナリ何トテレバ善ク支配ノ行届  
求シタル所ナリ)タル國ニ於テハ王ノ領地ヨリ收入モ其餘國ヨリ收入モ其確實如何ニ至テハ格  
別優劣無キヲ故ナリ(即チ必シモ王ノ領地ヨリスル收入ト取極ムルニ及バザル意)且ツ會計上ノ目的ニ於テ  
モ亦格別善ミスベキトニハ非ザルナリ何トテレバ「何」理由アリテ國ハ其不動産  
ニ於テ其國ノ自由權理抑チ自由ニ之ヲ限制スルニ列底國ノ不動産ハ國安艱  
難ニ際シテハ之ヲ賣却シ以テ一國ヲ救護スベキ所ナルノ事アレバナリ今若シ國  
君ヨリ其不動産ヲ其國へ交換シタルニ於テハ(即チ王ノ領地ノ代リニ「シヴル」リスト  
右等會計上ノ異議ヲ起ストモ其詮無キモノトス畢竟此場合ニ於テハ既ニ民法  
ニ基キタルガ故ニ其不動産ハ之ヲ取戻スノ權理(實物ナレバ之ヲ請戻スハアリテ  
民法上ノ權理ナリ故ニ云爾)アリテ



就中一旦朝ヲ換ヘ其朝ノ王位ヲ失フキニ當テ紛紜ヲ生スルノ恐レアリ最モ注  
意セズンバアルベカラサルナリ(此頃一ノ新聞ヲ得タリ曰ク曾テ「ハアノヴァー」  
ノ國王其國ヲ棄掠セラレタル際普魯政府ニ於テ一旦其私有ノ財産ヲ  
取押ヘタリト雖氏爾後再々之ヲ返付スルノ企アリ其値ハ三百萬磅ナリト云フ)  
○「ハアノヴァー」家ニ於テハ凡ソ王家ノ私金君主一身ニテ管理スベキ田地  
并山林ヨリ成立ツタル所ノモノニ於ケル制度ハ之ヲ經營シタレ氏終ニ其効績無  
カリシナリ○<sup>ルソ土地ノ管理ヲ</sup>君主ト國トノ間ニ於テ其管理ヲ分離スルハ事ノ不便ナルモニシテ  
且ツ不經濟ニ屬スルヲ猶ホ土地ヲ小部ニ分テ貸渡スト同様策ノ得タルモノニ  
非ザルナリ○「斯ル不羈ノ管理ハ」レシザルリストトテ有スルヨリモ一層王位  
裁アリトノ説ハ夸言ナリト謂フベキナリ○中古<sup>封建時</sup>ニ在テ土地ハ其位地  
都テ他ノ財産ニ卓越シテ貴キモノト思惟セラレタリト雖氏最早今日ニ至  
テハ其位地大ニ減却シ而シテ國ハ無益ノ重擔ヲ負荷セシムルハ實ニ國王ノ以  
テ國王タル所ニ非ザルヲトナレリ

大概何レノ國ニ於テモ君主ヘ捧ケタル(王<sup>家</sup>私金ナル名義ニ於ケル)「レシザルリスト」  
ハ其國ニ附屬セル或ル財産若シクハ宮殿ヲ併セラシテ同之ヲ使用スルノ權ヲ君  
主ヘ捧ケタルカ又ハ「<sup>素遜</sup>」ニ於ケルガ如ク(憲法第十七條)「レシザルリスト」ヲ相当  
ニ減シテ之レト對當セル多クハ領地ヲ使用スルノ權ヲ併セラシテ所有シタルモノ之  
レ有リトス○然リト雖氏如此キハ終ニ邦破倫第三世ノ私金(即チ余ガ佛蘭西  
ト題セル下ニ述ベタル財産若シクハ宮殿ノ修繕費等ヨリ生スル無數ノ收入)ニ  
就テ指示セルガ如キ終ニ不幸ナル結果ヲ生スルニ至ルベシ○然ルニ此事ヲ賴リ王  
ノ威徳ノミニ就テ論スルハ通例之ヲ條理アルモノトセリ  
歐羅巴ノ大國ニ於テ「レシザルリスト」ハ一國歳入ノ内幾分ノ割合ナリマ其比  
較指示スルノ頗ル緊要ナリトス○然ルニ右ノ比較ハ固ヨリ確定ナルモノニ非ザル  
ナリ何トナレバ時トシテ「レシザルリスト」ハ今日迄モ國家ノ費用ヲ其中ヨリ拂フ  
ベキモノアリ又時トシテ君主ノ費用ヲ國家ノ計集中ヘ加入シタルモノアリ  
其他君主ノ時々ニ増加シタル收入ハ大ニ不同アル等ノ故ヲ以テナリ○「<sup>フアン</sup>



ワライスナケ」氏千八百五十年ヨリ同八年ニ至ル迄ノ計算ヲナセリ其比較左ノ如シ

「サクセンウキーマール」	東額ノ國費ノ	百分ノ十六強
土耳其	同	百分ノ十一同
素遜王國	同	百分ノ十
「クランドドツキールヘセン」	同	百分ノ九
「クールヘセン」	同	百分ノ九
丁抹	同	百分ノ八強
「トスカアチア」	同	百分ノ八
「ハアゲエリヤ」	同	百分ノ七強
「ハアノヴァール」	同	百分ノ六同
「ハアチン」	同	百分ノ六同
瑞典	同	百分ノ六同

「ウァーテンバグ」	同	百分ノ五弱
希臘	同	百分ノ五弱
葡萄牙	同	百分ノ五
西班牙	同	百分ノ四
那威	同	百分ノ三弱
伯耳義	同	百分ノ二強
澳亞利亞	同	百分ノ二
普魯亞	同	百分ノ二
佛蘭西	同	百分ノ壹分六厘
阿蘭	同	百分ノ一弱
大英國	同	百分ノ九ノ四



大  
菲  
省



